

器 0 1 手術台及び治療台
一般医療機器 手術台アクセサリ (70469000)

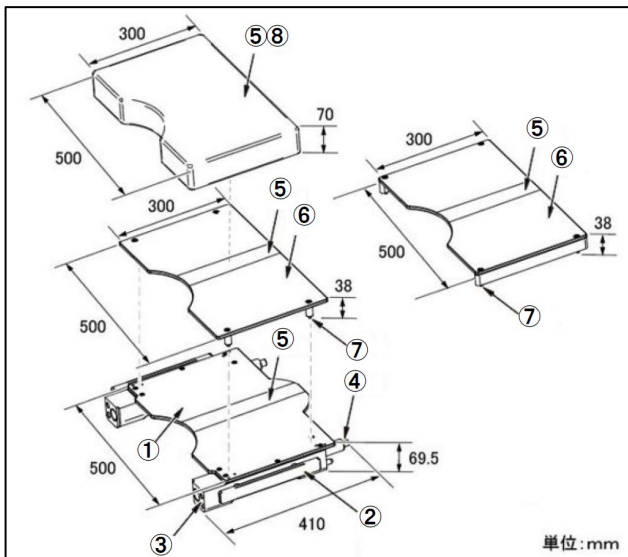
腰部延長ボード (300mm II)

※ **【警告】**
＜使用方法＞
患者の任意の体位を確保するためにアクセサリで支持するときは常に患者の状態を監視すること。[長時間の体位保持は神経麻痺や褥瘡の原因となります。]

※ **【禁忌・禁止】**
＜使用方法＞
1. 他社製手術台では使用しないこと。[他社製手術台での使用可能は確認していません。]
2. **【形状・構造及び原理等】の項目3. に示す許容患者体重を超えた使用をしないこと。[破損するおそれがあります。]**

※ **【形状・構造及び原理等】**

※ 1. 外観図



商品コード	商品名	構成	質量
08-075-52	腰部延長ボード 300mm II 本体	①～⑤	6.6 kg/個
08-083-00	固定式カセット格納枠 腰部延長ボード 300mm用	⑤⑥⑦	2.0kg/個
08-083-20	デジタルカセット格納枠 腰部延長ボード 300mm用	⑤⑥⑦	2.0kg/個
08-083-60	ミズホオリジナルマットレス 腰部延長ボード 300mm用	⑤⑧	0.6kg/個
18-042-82	ミズホオリジナル難燃・防水性マットレス 腰部延長板 300mm	⑤⑧	0.7kg/個

2. 原材料

- ① ボード : 合成樹脂
 - ② サイドレール : アルミニウム合金
 - ③ フレーム : アルミニウム合金
 - ④ 差込軸 : ステンレス鋼
 - ⑤ 面ファスナー : 合成樹脂
 - ⑥ カセット格納枠 : 合成樹脂
 - ⑦ カセット支柱 : デジタル: 合成樹脂
固定式: ステンレス鋼
 - ⑧ マットレス : ポリウレタン
- 注: 番号は1. 外観図の番号に対応

3. 許容患者体重

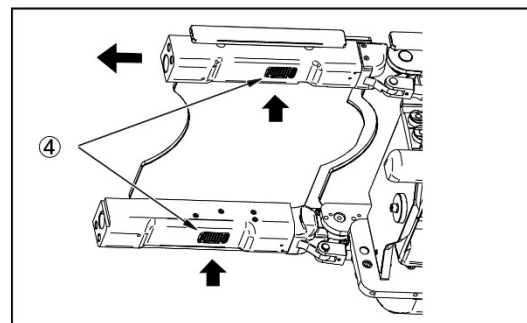
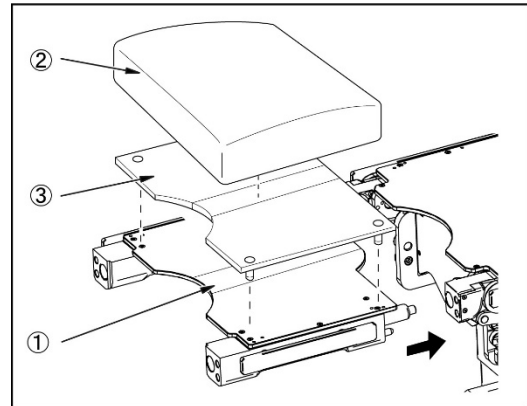
- MOT-VS700 : 200kg (1 枚式脚板)
- 160kg (2 枚式脚板)

※ **【使用目的又は効果】**

※ 手術台に付属するアクセサリをいいます。脚板を外した状態の腰板に取り付けて、腰板の長さを延長する手術台アタッチメントです。

※ **【使用方法等】**

※ 1. 使用方法



- ①腰部延長ボード ③カセット格納枠
- ②マットレス ④固定解除ボタン

- 1-1 手術台の脚板差込孔に腰部延長ボード①の差込軸を差し込みます。
- 1-2 マットレス②を取り付けます。
- 1-3 エックス線撮影が必要な場合、腰部延長ボード①とマットレス②の間にカセット格納枠③を取り付けます。

- 1-4 腰部延長ボード①を取り外す場合は、固定解除ボタン④を押しながら、真っ直ぐに引き出します。

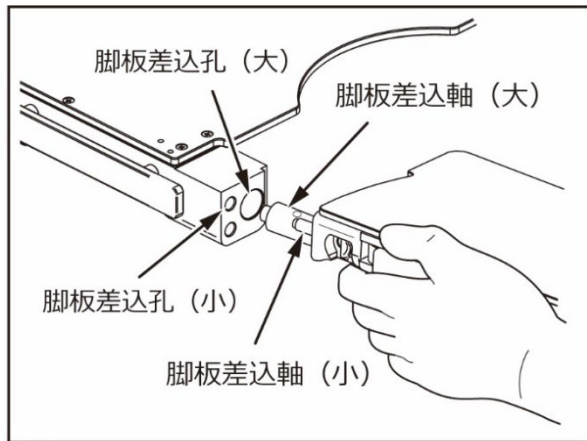
2. 使用可能な手術台

販売名：手術台 MOT-VS700UIj
製造販売届出番号：13B1X00306N10314

**【使用上の注意】

* 重要な基本的注意

1. 締結部の固定は必ず確認してください。ゆるんだ状態では機器が外れたり、動いたりして患者に傷害が起きるおそれがあります。
2. 衛生のため、患者が触れる部分には必ず滅菌済ドレープを使用してください。
3. 手術台を作動するときは他の手術台アクセサリやテーブルトップとの接触・干渉に注意してください。
4. 腰部延長ボード及び脚板を取り付けた状態で手術台を作動するときは、床面への接触に注意してください。
5. 脚板を取り付けるときは、大小の脚板差込軸をそれぞれの脚板差込孔に合わせて差し込んでください。脚板差込軸と脚板差込孔を合わせていない状態で脚板を取り付けた場合、腰部延長ボードが破損するおそれがあります。



【保管方法及び有効期間等】

1. 保管方法

高温・高湿を避け温度や湿度が極端に変化しない場所及び水のかからない場所に保管してください。

2. 耐用期間

適切な保守点検及び適切な保管をした場合：7年（注）

〔自己認証（弊社データ）による〕

注：耐用期間内であっても、使用状況又は使用頻度により、突発的な故障、部品（マットレスを含む）の著しい消耗・劣化・破損等を生じた場合は該当部品の交換が必要です。

**【保守・点検に係る事項】

* <使用者による保守点検事項>

1. 使用前・使用後の点検

使用前・使用後に「破損箇所がないこと」を確認してください。

2. 清掃・消毒

血液・薬剤・汚染等の汚れを水で拭き取り、消毒液を浸したガーゼ等で清拭してください。なお、消毒液は弊社製手術台にて確認済みの消毒液と同一のものをご使用ください。確認済みの消毒液については手術台の取扱説明書をご参照ください。

3. 故障時のお願い

本品が故障したと思われるときは、本品に「故障」・「使用禁止」・「修理必要」等の適切な表示をし、ご購入店又は弊社に連絡してください。

<業者による保守点検事項>

弊社及び弊社が認めた業者のみが実施可能です。それ以外の業者による保守・点検は、有害事象の発生、性能・機能低下の事態を招くおそれがあります。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：ミズホ株式会社

TEL 03(3815)3097

製造業者：ミズホ株式会社千葉工場

保証期間に係る事項

本品は納品/設置してから1年間を保証期間として無償修理いたします。但し第三者が修理した場合、天災による破損、不適切な使用、あるいは故意による破損は除きます。その他保証条件は弊社規定に依ります。